

2005年(平成17年) 1月27日

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市情報公開審査会  
会長 高井巖

行政文書公開請求に対する拒否決定処分に関する異議申立てについて(答申)

2004年(平成16年)4月28日付けで諮問された「藤沢市オンブズマンの『2003年1月28日第70号 苦情調査の結果について(通知)』の根拠となる一式資料(平成14年度23号案件にかかる調査資料)」の行政文書公開請求に対する拒否決定処分の件について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

「藤沢市オンブズマンの『2003年1月28日第70号 苦情調査の結果について(通知)』の根拠となる一式資料(平成14年度23号案件にかかる調査資料)」(以下「本件文書」という)の行政文書公開請求に対し、藤沢市長(以下「実施機関」という。)が、2004年(平成16年)4月9日付けでした拒否決定処分を取り消し、公開すべきである。

## 2 事実

- (1) 異議申立人は、2004年(平成16年)4月8日付けで、実施機関に対し、藤沢市情報公開条例(平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。)第10条の規定により、本件文書について行政文書公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、同年4月9日付けで、異議申立人に対し、拒否決定を行った。

( 3 ) 異議申立人は、同年 4 月 1 9 日付けで、実施機関に対し、拒否決定とした処分の取消しを求める異議申立てを行った。

( 4 ) 実施機関は、同年 4 月 2 8 日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第 1 8 条の規定により、本件異議申立てについて諮問した。

### 3 異議申立人の主張要旨

#### ( 1 ) 異議申立ての趣旨

本件文書についての 2 0 0 4 年（平成 1 6 年）4 月 9 日付け実施機関の拒否決定処分の取消しを求める。

#### ( 2 ) 異議申立ての理由

本件文書について条例第 6 条第 3 号、第 4 号アおよび第 5 号に該当するとした非開示の決定は、以下のとおり、条例の解釈適用を誤っているものであり、本件文書は各号に該当しない。

##### 条例第 6 条第 3 号の非該当性

オンブズマンの意思決定を行う根拠資料を公開することにより中立性が損なわれるとは考えられず、むしろ、非公開とすることにより中立性が損なわれる。

##### 条例第 6 条第 4 号アの非該当性

公開により事務の正確な事実の把握が困難になったり、適正な遂行に支障を及ぼすとは考えられず、むしろ、公開を前提とすることにより、一層、正確な事実の把握、適正な遂行が図られる。

##### 条例第 6 条第 5 号の非該当性

藤沢市オンブズマン条例（以下「オンブズマン条例」という）第 5 条の規定するオンブズマンの独立性は、透明性によって確立できるものである。情報公開の対象からオンブズマンの行為を除外できるとの解釈は誤りである。

### 4 実施機関の職員（オンブズマン事務局）の説明要旨

#### ( 1 ) 本件文書の内容

本件文書は、オンブズマン条例に基づき 2 0 0 3 年（平成 1 5 年）1 月 1 7

日付けで市民から申立てのあった苦情につき、オンブズマンが調査を行う過程で作成・収集した文書である。

( 2 ) 非公開とする理由

条例第 6 条第 3 号の該当性

本件文書は、オンブズマンが調査結果をまとめるための検討判断資料であって、意思形成過程情報である。これを公開することにより、外部からの干渉等を受け、オンブズマンの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

条例第 6 条第 4 号アの該当性

オンブズマンの調査は、任意のものであり、苦情申立人や関係人、各実施機関、市民との信頼関係に基づき、提供された調査記録資料によって実施されるものである。

調査資料を公開することにより、今後、任意の協力や資料提供が得られず十分な検討資料が入手できなくなるおそれがあり、正確な事実の把握を困難にするおそれ若しくはその発見を困難にするおそれ、及び、公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある。

( なお、2004年(平成16年)4月9日付け行政文書公開拒否決定通知書において拒否理由としてあげた条例第6条第4号ウは、同年8月30日の実施機関口頭陳述において、撤回した。 )

条例第 6 条第 5 号の該当性

オンブズマン条例は、オンブズマンの地位・職務につき、「公正かつ中立的な立場」(第1条)、「職務上知り得た秘密の漏洩禁止」(第4条第4項)、「委嘱にあたっての議会の同意」(第7条第2項)等を規定し、さらに、第2条第5号において、オンブズマンの職務及び地位の独立性を図る必要から、オンブズマンの所管事項からオンブズマンの行為を除外すると規定している。

このようなオンブズマン条例の目的、趣旨から、オンブズマン業務の調査記録資料は法令等の規定により公開することができない情報であり、条例第6条第5号に該当する。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本件文書の性格

本件文書は、2003年（平成15年）1月17日付け苦情調査申立てに基づきオンブズマンが調査を行う過程で作成・収集した文書であって、苦情申立人からの事情聴取記録、本市の関係機関からの事情聴取記録、提供された資料、現地調査記録等からなる。

なお、同申立てに対しては、すでに調査が終了し、オンブズマンの判断が出されており、2003年（平成15年）1月28日付けで、処理結果が、申立人および関係機関に通知されている。

### (2) 非公開理由の存否

#### 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、情報公開を拒否しうる情報として、「実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものを規定する。

これを本件文書についてみると、本件文書はオンブズマンの判断にあたっての調査過程での作成・収集資料であるが、当該案件はすでに処理が終了しており、これを公開することによってオンブズマンの意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれが存在すると認めるべき事情はない。

よって、本件文書は条例第6条第3号に該当しない。

#### 条例第6条第4号ア該当性

(a) 条例第6条第4号アは、情報公開を拒否しうる情報として、「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるものを規定する。

この点につき、実施機関は、調査資料を公開すれば、今後、関係機関等から任意の協力や資料提供が得られず十分な検討資料が入手できなくなるおそれがあると主張する。

(b) しかし、オンブズマン条例は、「市の機関は、オンブズマンの職務の遂

行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない」（第5条第2項）、  
「オンブズマンは、苦情等の調査のため必要があると認めるときは、関係  
する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿等関係書類その他の記  
録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができ  
る」（第14条第1項）と、市の機関の協力援助義務等を規定するのであ  
るから、本件文書を情報公開することによって、今後のオンブズマンの調  
査において市の関係機関からの協力や資料提供が得られなくなるおそれが  
存するとは考えられない。

(c)次に、市の機関以外の関係者等からの調査への協力や資料提供に及ぼす  
影響についてであるが、本件文書の体裁・内容に照らしてみても、公開さ  
れることによって、今後、市の機関以外の関係者等からの任意の協力や資  
料提供が得られなくなるおそれが存することはうかがえない。

そもそも、本条例は、情報の公開を原則とし、一定の事由が存する場合  
に例外的に公開を拒否しうるものと定めているにすぎない（第6条）。し  
たがって、公開拒否理由の存在を主張し立証することは、公開を拒否する  
実施機関の責任である。しかるに、実施機関は、本件文書を公開すること  
によって、今後のオンブズマン調査において、関係者等から任意の協力や  
資料提供が得られなくなることについての、抽象的可能性を超えた法的保  
護に値する蓋然性の存在についての主張立証を行わない。

よって、公開によって市の機関以外の関係者等からの任意の協力や資料  
提供が受けられなくなるとの蓋然性が存するとは認められない。

(d)以上により、条例第6条第4号アの該当性も認められない。

条例第6条第5号該当性について

条例第6条第5号は、情報公開を拒否しうる情報として、「法令等の規定  
又は地方自治法第245条の9第2項及び第3項の規定による基準その他実  
施機関が法律上従う義務を有する国又は神奈川県等の機関の指示により、公開  
することができないこととされている情報」を規定する。

同号に定める「公開することができないこととされている情報」とは、明  
文の規定をもって公開が禁止されているもの、他目的使用が禁止されてい  
るもの、その他趣旨・目的から明らかに公開することができないと認められる

ものを指し、単に法令等に守秘義務が定められているにすぎない場合は、同号に該当しない。

これを本件についてみると、オンブズマン条例には、オンブズマンの調査等の過程において作成・収集された情報の公開を禁止する旨の規定はなく、また、同条例の趣旨・目的から明らかに公開することができないと認めることもできない。

この点につき、実施機関は、条例第6条第5号該当性の根拠として、オンブズマン条例第2条第5号をあげるが、これは単にオンブズマンの所管する事項から、オンブズマン自身の行為に関する事項は除外することを定めたものにすぎず、5号該当性の根拠とはなりえない。

よって、条例第6条第5号該当性は認められない。

(3) なお、本件文書については、条例第6条第1号(個人に関する情報)、同第2号(法人等に関する情報)も問題となりうるが、実施機関において同号該当性を主張しないので、当審査会はこの点については判断しない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

## 藤沢市情報公開審査会経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2004. 4. 8	・ 行政文書公開請求書受付
4. 9	・ 行政文書公開拒否決定処分
4.19	・ 行政文書公開異議申立書受理
4.28	・ 市長から審査会に諮問書の提出
4.28	・ 審査会から市長に非公開理由説明書の提出要請
5.14	・ 市長から審査会に非公開理由説明書の提出
5.17	・ 審査会から異議申立人に非公開理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
5.18	・ 異議申立人から審査会に意見書の提出
5.19	・ 審査会から市長に意見書の写しの送付及び対象文書の提出要請
5.21	・ 市長から審査会に対象文書の提出
6.17	・ 事務局より経過説明 ・ 審議
8.30	・ 異議申立人からの意見聴取 ・ 実施機関からの事情聴取
10.21	・ 審議
12.14	・ 審議
2005. 1.27	・ 答申

# 第 1 0 期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期 2004.2.1 ~ 2006.1.31)

会長

会長職務代理者

氏 名	役 職 名 等
青木 孝	・ 弁護士
小澤 弘子	・ 弁護士
金井 恵里可	・ 文教大学国際学部助教授
高井 巖	・ (元)株式会社 厚木テレコムパーク常勤監査役
安富 潔	・ 慶應義塾大学法学部教授

( 5 0 音順 )